

裁判員経験者と法曹三者との意見交換会議事要録

日 時 平成24年9月19日(水) 午後3時から午後5時まで
場 所 さいたま地方裁判所裁判員候補者室(A棟1階)

参加者等

司会者 早川幸男(さいたま地方裁判所第5刑事部判事)
裁判官 杉山慎治(さいたま地方裁判所第5刑事部部総括判事)
検察官 干川亜紀(さいたま地方検察庁公判部検察官)
弁護士 浅見雅士(埼玉弁護士会所属)
裁判員経験者1番 60代 女性(以下「1番」と略記)
裁判員経験者2番 60代 男性(以下「2番」と略記)
(編集者注:裁判員経験者3番は、当日欠席のため欠番とした。)
裁判員経験者4番 60代 男性(以下「4番」と略記)
裁判員経験者5番 60代 男性(以下「5番」と略記)
裁判員経験者6番 40代 女性(以下「6番」と略記)

議事要旨

別紙のとおり

司会者

皆さん、こんにちは。私は、さいたま地方裁判所第5刑事部で右陪席の裁判官をしております早川といいます。今日はお忙しい中、意見交換会に御出席いただきましてどうもありがとうございました。今日は皆さんの率直な御意見を伺いたいと思っています。私も去年の4月にさいたま地方裁判所に来ましてから、二十数件裁判員裁判を経験しておりますけども、いろいろ試行錯誤して、どうしたらよりよいものになるかということを考えております。今日は皆さんとともに我々法曹3者、裁判官は私のほかにさいたま地方裁判所第5刑事部で裁判長をしております杉山裁判官、弁護士会からは浅見弁護士、検察庁からは干川検察官がいらっしゃっておりますので、よろしく申し上げます。それでは、まず杉山裁判官から、自己紹介をお願いします。

杉山裁判官

皆さん、こんにちは。さいたま地方裁判所第5刑事部で裁判長をしております杉山と申します。第5刑事部で裁判員裁判をご経験された方も今日おいでになっておられます。お久しぶりでございます。皆様から率直な御意見を伺いまして、今後裁判員裁判をどのように進めたらいいのかということを考える参考にさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

司会者

それでは、浅見弁護士、自己紹介をお願いします。

浅見弁護士

埼玉弁護士会の浅見雅士でございます。熊谷で15年弁護士をしております。裁判員裁判導入の年、それからその次、翌々年、複数回経験しておりますけれども、今日は裁判員を経験された方のお話を聞いて、今後参考にしたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

司会者

それでは、干川検察官、自己紹介をお願いします。

干川検察官

さいたま地方検察庁検事の干川と申します。よろしくお願ひいたします。私は、今年の5月からこのさいたま地検で勤務しております。裁判員裁判を担当しております。今日はいろいろな意見をいただき、さいたま地検に持ち帰り、参考にさせていただきます。今後に生かしたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

司会者

どうもありがとうございました。それでは、早速意見交換会に入らせていただきますが、まず最初に皆さんから、この裁判員裁判に参加しての全般的な感想を伺いたしたいと思います。まず、裁判員裁判に参加したことが、皆さんにとってどのような経験になったか、あるいはそれによって刑事裁判一般や裁判員裁判に対する見方がどう変わったかということについてお聞きしたいと思います。まず、1番の方からお聞きしますが、1番の方が参加された事件は、住居侵入、強盗強姦未遂、銃刀法違反という事件で、犯行態様の点と、中止犯が成立するかどうかという点が争われた事件です。1番の方、実際に裁判員裁判に参加されていかがでしたでしょうか。

1番

いろいろ大変だったんですが、すごくいい経験をさせてもらったと思っております。ありがとうございました。

司会者

どうもありがとうございました。次、2番の方にお聞きしますが、2番の方は傷害致死事件ということで、障害のあるお姉さんに暴力を振るって死なせてしまったという事件でしたが、参加していかがでしたでしょうか。

2番

裁判員として参加したということは、私にとって非常にいい経験になりました。特に若い人にとっては、これは特に強い印象を持つんじゃないかと思いました。裁

判員裁判について、私がちょっと気がついたことなんですけど、裁判員及び補充裁判員候補者の中で、できれば希望者には刑務所の見学会を実施したり、それが無理な場合は刑務所の職員による収容者の刑務所内での生活の実態などの説明会等をお願いしたいんです。なぜこんなことを言うかっていいますと、刑務所内での待遇や生活の実態がわからないと、自信を持って量刑の判断ができないという点があるんです。ただ単に、例えば懲役3年だ、懲役3年6か月だというのは、その判断がものすごく曖昧になっちゃうと思うんです。自信を持って言うためには、今言った、その見学会だとか、それが無理なら、説明会みたいなものをしていただくと、自信を持って量刑の判断ができるんじゃないかと思いました。以上です。

司会者

貴重な御意見どうもありがとうございました。次に、4番の方にお伺いしますが、4番の方は御家族の間での殺人事件でしたね。

4番

はい。初めに名簿に登録されましたという通知が来て、それから来年度、裁判員に選ばれるかもしれないという心構えをしていたんですけど、案外早く4月に来ましたんで、おお来たのかという感じだったんです。そして、こちらに参りまして、裁判員候補者が25名位いたと思うんですけども、その中から、補充の方も入れると3分の1ぐらい選ばれた。まさか、くじ運悪いから、当たるわけねえやと思っていましたんですけども、当たっちゃったんです。それで、選ばれてから感じたことは、ああ裁判って、こういうふうにやるんだということと、それから自分で何か犯罪を犯すと、こういうことになるんだということが実感としてわかりました。あと、これから裁判員になられる方について言えば、これは自分からやろうと思っただけのことではないんで、ラッキーだと思っただけで経験すると、私も自分自身では結論が出ていないんですけども、何をすると、どういう罰で、どうなるんだと、その罰とはどういうことなんだということを考える一つのきっかけになると思いました。あと、裁判長に聞いてびっくりしたのは、今もお話しいただきましたけども、それこそ半

年、1年ぐらいでも30件も40件もあるということは、1人の裁判官でそれだけあるんだから、1年間に何件事件が起きているんだろうなと思って、少しぞっとしました。要するに、世の中は平穩に見えるんだけど、いっぱい隠れたのがあるんだなという感じがいたしました。以上です。

司会者

どうもありがとうございました。次に、5番の方、住居侵入、窃盗、準強制わいせつ致傷ということで、主に量刑のほうが問題になった事件だと思いますが、いかがでしたでしょうか。

5番

私も最高裁判所なる封筒でお荷物が届いたときには、ちょっとギョッとしました。宝くじ並みの確率に当たることもあるんだなという程度の感想でございました。私の事件は早川裁判官がおっしゃっていただいたように、犯罪事実については争わないという内容でございまして、余りもめるような内容でもなかったものですから、それはそれとして、私の実感として、その中で感じたことは、被告人の方がしょっちゅう刑務所と社会の中を往復している方のご様子でございましたので、弁護士の方も、出所したら、刑務所の中で知り合った方のところで、また働いてほしいという内容の文書を法廷に提出されました。2番の方の刑務所内の実態云々ということと関連するんですけれども、被告人の方の環境を、できたら変えることも必要じゃないかなということ、たしか最後のときに裁判長におっしゃっていただいたんですが、私も、刑務所の中で知り合った方のところでまた働けるような機会を設けるといふのもちょっとどうかなという気はしました。それが1点。それから、2つ目の問題は刑罰を、2番の方と同じような意見なんですけれども、懲役何年ということ、を判断するについては、刑務所の中そのものの実態も我々にもう少しPRしてもいいんじゃないかと、実態はこうなんですよという。そうしないと、刑務所の中で矯正する、そのレベルというのか、矯正する機会というのか、矯正内容が本当に社会に出て、元どおりの社会生活、社会人としての生活を送れる状態にして戻ってくる

のかどうかということもちょっと判別しにくいんです。そんなことをちらっと感じました。以上です。

司会者

どうもありがとうございました。それでは、最後に6番の方ですが、6番の方が参加されたのは殺人、死体遺棄事件ということで、奥さんを殺して、その死体を捨てたという事件だったと思いますが、いかがでしたでしょうか。

6番

まず、選ばれる前は全く興味がなくて、手紙が来た段階でも余り中身も見ずに、放っておいたんです、最初は。数日たって裁判所の名前でしたので、とりあえず中身を見たら、当たるかもしれないというのが書いてあって、でも当たらないんじゃないかなって正直思っていたんですけど、その後にある裁判でやってもらうかもしれないというのが来たときに、何か断っちゃいけないような文章が書いてあったんです、中に。それで、多分断ろうと思えば、断る理由があったと思うんですけど、でも余りできることでもないですし、もし当たったらやってみようかなみたいな。抽選で当たって、やってみて、裁判とかにすごい興味を持つこともできるし、何か自分ではやってよかったんじゃないかなという。ただ、すごい生活に負担がありましたので、仕事をその裁判員に行く前にやって、また家に帰ってきてから夜やっという感じでしたので、ちょっとその負担が大きかったかなというのはありましたけど、でも私がやったグループの皆さんは、終わったときに、やっぱりすごいやってよかったと。多分半分以上の人は、何かやりたくないけど、やらなきゃいけないみたいな、最初そういう感じで言っていたんですけど、終わったときはみんな、ああやってよかったなって言っていたんで、多分当たったらみんなやったほうがいいんじゃないかなって、すごいいい経験だとは私は思いました。

司会者

どうもありがとうございました。次に、個別のお話に入っていきますが、まず検察官や弁護人の法廷での活動についてですけども、それがわかりやすかったかどうか

かという点をお伺いしたいと思います。まず、冒頭陳述、これは証拠調べの最初で、これから取り調べる証拠によって証明しようとする事実を検察官、弁護人がそれぞれ明かにするというもので、例えば検察官ですと、A4ないしA3のカラフルな紙を配って、弁護人はやり方がいろいろあったと思いますが、これについて1番の方、いかがだったでしょうか。

1番

検察官の方が、被告人がこういうことをして、こういうことをしたんですねという内容をとにかく細かく、細かく言うので、ちょっと何回同じことを言うんだろう、って思ったんです。裁判長の方も、それはさっき何回もお聞きしましたからっていうようなことをちょっとおっしゃったんです。何回も何回も細かく検察官の方が言ったんで、何回言うんだろう、この人と思ってしまったんですが、弁護士の方、それから検察の方、それから裁判官の方の見方というのが、やっぱりちょっとだけ違うのかなって、その中で、補助みたいな感じで素人の私たちがちょこっと意見を述べさせていただいたという感じでした。

司会者

今のは検察官の冒頭陳述が細かかったという話ですね。

1番

ええ、そうです。例えば、細かく指を何回も入れたとか、そういうことを詳しく、詳しく言うんです。大体もうわかっているのに、それでもう、そういうことを何回も何回も聞くと何か気持ち悪くなってしまっ。

司会者

結局、犯行態様なんか起訴状にも詳しく書いてあるのに、それをまた冒頭陳述でも何か細かく繰り返すというようなことがあったんですか。

1番

そうです。そのときの内容、何回も同じこと言うんです、指を入れたとか入れな

いとか、おしりをなでたとか、スカートの後ろからしたとか、前に回ったとか、そういうことをもう繰り返し言うんです。それは、全部わかっているのに、またそういうことの部分をすごく言うんです、もっと大まかに言ってもいいんじゃないかなって。

司会者

もうちょっと大まかで。

1 番

そうです。何でしつこく言うんだろう、細かいことをって思ってしまったことはありました。

司会者

わかりました。どうもありがとうございました。2 番の方はいかがでしたか。

2 番

証人や被告人に対する質問についてちょっと意見があるのですが、よろしいですか。私の事件のとき、弁護人の方が若くて経験不足のせいもあると思うんですけど、証人や被告人に対する質問の仕方が簡潔さを欠いていたのと、話し方が一本調子で、何だか迫力がなかったなど、そんな感じを受けました。あとは、先ほど言いましたように、法廷での冒頭陳述だとか、証拠書類の取り調べ、それから論告・求刑、弁論というのはこんなもんだろうなど想像の範囲内でした。以上です。

司会者

4 番の方、いかがでしたでしょうか。

4 番

冒頭陳述については、私のかかわった事件については、ああ、こういうもんだなという感じがしました。あと、証拠調べについては、写真等がありまして、なるほどこういう状態でこうなんだということもわかりやすくは理解しました。細かいところ、えっおかしいなというところはありませんでした。以上です。

司会者

特に証人とか被告人質問なんかで何かお気づきな点とかありましたか。

4番

証人に、その親族の人が出てこられて言ったんですけども、例えば自分の身内だったら、こういう証言をするんだらうなということは我々も推測できたんで、そういうことを証言するしかないんだらうなという感じでした。

司会者

どうもありがとうございました。5番の方はいかがでしたでしょう。

5番

検察官の方とか弁護人の方から証人の方の出廷もありましたけれども、わかりにくいということは、私の場合は余りなかったと思います。ただ、事件が住居侵入とか窃盗とか、準強制わいせつ致傷とかいろいろ重なっていた中で、最後の準強制わいせつ致傷に関して、傍聴席に被害者の方がお見えになっていたのかどうかちょっと判別がつかなかったんですけども、男の立場から、その強制わいせつとかということはどう判断するのかなというのは非常に難しい問題だなという実感はありました。女性の立場からすると、ちょっとつらいだらうなという、法廷という、その公開の場で顔をさらしてまで出廷する勇気があるかどうかというのは、やっぱり考えます。それから、もう一つ、先ほどちょっと弁護人の方についてちらっと申し上げましたけれども、被告人の方が出所したら、また私の会社で雇うつもりだからみたいなの、その書類が出されていましたが、その会社たるや、そのきちんとした雇用関係では全然なくて、暮れに、あるいは盆に実家に帰る、あるいは田舎、自分のところに帰るときに小遣いを渡されてみたいな程度の御関係というのは、雇う側にとってみても極めて曖昧な雇い方であり、都合のよい雇用関係を維持しているなという実感がありました。だから、そういうところから被告人の方を引き離すほうがよろしいのではないかという、環境として、それが1つ付け加えさせていただきます。

司会者

どうもありがとうございました。6番の方、審議の内容についてはいかがでしたでしょうか。

6番

私の場合は、抽選をしたその日の午後からもういきなり裁判だったんです。最初の日、ずっと検察官と弁護人の話をただ聞いているだけなので、それが結構大変だったんですけど、終わってから裁判長に聞いたら、実はそれは短くなったほうだと言われたので、昔はもっと長かったのかな。検察官が出してくる書類はすごい詳しく書いてあったんですけど、図とかが入っていて、弁護士の人が出してきた書類はすごい簡単で、それを見た裁判員のほかの人が、やっぱりやる気がないんじゃないかというふうにとらえちゃったんです。

司会者

今の書類というのは、冒頭陳述のペーパーですか。

6番

そうです。何か事件の内容が書いてある紙というんですか、それが余りにも違い過ぎるもんですから、事件の有利不利じゃないですけど、そういうのにもちよっと関わってきちゃったんです、私の事件の場合には。だから、それをもうちよっと両方とも同じぐらいの感じになっていたほうが、そこら辺をその弁護人の人ももうちよっとわかりやすい図とかを入れるとかされたほうがいいのかなどというふうに。あと、質問をする時間が少なかったんです、被告人に。なので、何か証拠でもよくわかんないのがそのままになっちゃったりとかあったんで、もうちよっと聞ける時間があつたほうがよかったのかなという感じはしました。以上です。

司会者

結局、先ほどのお話ですと、何か証拠書類の朗読が長かったということですけど、途中で休憩とかはなかったですか。

6番

休憩はあるんですけど、結局その裁判員をやるかどうかわかんない日に、いきな

り当たって午後からじゃないですか。それで、裁判というと、普通は質問して、被告人に、そういうやりとりをするというイメージがあったんです、テレビとかで見ていると。それが、もう1日目はただ話を聞いているだけ、ずっと座って聞いているだけだったんで、ちょっと何かそれが疲れたかなという感じ。

司会者

あと、被告人質問を余りする時間がなかったということでしたけども、裁判体が被告人質問をする前に休憩とかありましたか。

6番

ありました。だから、そこで何を質問したいのかというのを裁判長に聞かれて、聞きたいことがある人は一応言うんですけど、それで本人が聞くのか、裁判長が、じゃ僕から聞きますねっていうのとか2タイプあって、3人ぐらい質問したんです。あとは、ちょっと聞きにくい感じの質問は裁判長が聞いてくれたのですが、ただその時間が短かったんです、トータルの、その法廷で質問する時間というのは。もうちょっとあるといいのかなという感じはしました。

司会者

被告人質問の時間がもう少しあれば、いろいろ聞きやすかったかなと、いろんなこと聞けたかもしれない、そういう感じですか。

6番

もうちょっと疑問が解決できたのかもしれないなというのはあるんです。

司会者

どうもありがとうございました。今、裁判員経験者の皆さんからいろんなお話しありましたけど、弁護士さんや検察官のほうからいろいろ思うところもあるかもしれませんが、もし何か質問があれば。まず、浅見弁護士から何かありますか。

浅見弁護士

これは皆さんにお聞きしますけれども、皆さん、多分連日開廷、3日とか4日とか続けてやられたと思います。丸々ほとんど1週間つぶれる形になると思うんです

けれども、これと、例えば1週間に1遍開廷するとか、2週間に1遍開廷するとか、1か月に1遍開廷するとか、そういったものとどちらが御負担は軽いでしょうか。その辺をお聞かせいただけますでしょうか。

司会者

1番の方がいかがですか、今の点について。

1番

私は続けて4日間ぐらいだったと思うんですが、家で何もしていないので、だから、負担とか、プレッシャーとか、そういったものは一切ありませんでした。ただ、最初来たときに、嫌だな、こんなのできないよという感じだったんですが、娘が、あんた暇なんだから、行きなさいよという感じで来たんですが、間を置くよりもちょっと続けてやったほうが熱が入るって言っちゃおかしいんですが、集中できるんじゃないかなとは思っています。けど、それが1か月、2か月続いたら、ちょっと疲れてくるかなと思うんですけど、私の場合はちょっと短かったので、そんなに負担にはならなかった。続けてしたほうがずっと入っていけるというか、集中できる感じがしました。

司会者

どうもありがとうございました。2番の方、いかがですか。

2番

これは、裁判員の方が現役で勤めているか、それとももう退職してフリーな立場にいるかによって大分違ってくると思うんです。私はもう定年退職しましたので、むしろ、続けて3日間だったんですけど、非常にいい刺激になったぐらいなんです。これが、もし勤めているとなると、おそらく続けて3日なり4日というのはかなりきついんじゃないかと思います。私が在職中のことを思うと。だから、毎週、1週間に1回だとか、2回だとか、そういうふうなペースの方がいいんじゃないかと思うんです。要は、その裁判員の方が現に勤めているか、退職してフリーな立場なのか、それによってずいぶん変わってくると思います。以上です。

司会者

どうもありがとうございました。4番の方はいかがですか。

4番

まずさっき6番の方ですか、言われたように、午前中選ばれて、午後からすぐ裁判というようなことなので、そこどころが心の準備が全然できないんです。ということで、要するに選ばれたことだけで1回終わって、よし、明日から裁判というような心構えが全然できなかったんです。はい、午前中は終わりました。あなた選ばれました。午後からって言われて、えっ、どうしようというような心の準備が全くできなかったのが私の感想です。あとは、内容とかについては、そんなに気になるようなこともないし、普通に評議とかも進んだんで、別に違和感はなかったんですけど、最初るときだけはちょっとショックでした。以上です。

司会者

どうもありがとうございました。5番の方はいかがでしたか。

5番

確かに午前中、候補者の方が何十人となく集められて、その中から6人、それから補充の方が2名選ばれて、午後即法廷で冒頭陳述を聞かされる、事件の内容を聞かされるわけですから、それはそれとしても、やっぱり聞かざるを得ないし、聞かないとわからないということが私は前提にあったので、どういう裁判で、どういう事件の内容なのかというのを知らない、何も始まらないだろうという実感はありました。だから、そんなにその時間の余裕がないからということにはならなかった。私も定年になって退職した身ですから、続けて3日、4日、1週間であっても、さしたる負担には感じていません。ただ、皆さん、サラリーマンの方、会社勤めの方も、その会社を休みながら裁判に臨んだ方もいらっしゃいましたので、どうかという気はしますけれども、それはそれで、きちんとした裁判員へ選ばれた方の社会的なバックアップをもう少しきちんとしてやらないといけないだろうという気はします。会社の仕事があるだろうという形で会社から言われたら、サラリーマ

ンの身としてはちょっとつらいだろうと思います。そんな感想です。

司会者

どうもありがとうございました。6番の方はいかがでしょうか。

6番

連続か飛び飛びかという質問ですよ。

司会者

はい。

6番

私はもう連続してやってくれたほうがいいと思うんです。なぜかという、普通に事務員みたいな仕事だったら、1か月後とかも行けるって言えるんですけど、私はそういう仕事じゃないんで、1か月後のその日に仕事が入ってしまうかもしれないという感じなので、1か月おきとかにやられると、全部来られるかという、ちょっと難しくなっちゃうんです。そうすると、多分断る人がすごい増えてしまうんじゃないかなって。だから、4日間なら4日で、もう連続してやってほしいんですけど、ただ本当に当たるかどうかはわからずに、朝来て、突然当たりましたから、昼からやってくださいとなると、朝家族にも、当たるかどうかわからないんで、昼に帰ってこれなかったら当たったということだよみたいな感じで、もう出てくるしかないんです、朝。同じ日にもう一個抽選をされていたみたいで、そっちの裁判はどうやら次の日からだったらしくて、えっと、私そっちのがよかったなってやっぱり思っちゃったんです。みんなそう言っていたんです、当たった人。何かあつちは違うらしいよという話になって、へえみたいな、うちらいきなりもう昼から始まるのに、向こうのがよかったよねというふうになっちゃったんで、やっぱりその辺はちょっと考えてほしいかなと思います。

司会者

どうもありがとうございました。次に、干川検察官から法廷での審議について皆さんにお聞きしたいことがありましたらどうぞ。

千川検察官

今のこともちょっとかかわるかもしれないんですけども、質問をするということは、要は事件の内容がわかって、証拠もわかって、自分でかみ砕いて理解した上で疑問を持つということだと思っんです。バアッと証拠を言われて、理解するのに時間がかかって、でもその間に証人尋問も早くやっちゃった場合って、後から、あれはあの人に聞いたかったと思ったりしないのかなというのを結構私は思うんですが、あと被告人質問する時間もないと先ほどおっしゃっていたんですが、やっぱりそれも、例えば自分なりに理解している間に、これも聞きたいなって出てくる疑問だと思っんです。それと対比して、例えば短い時間で済ませると、その理解して、質問する疑問が湧く時間も少なくなってしまうというジレンマがあるのかなと私は思っているんです。そこで質問なんですけど、証人や被告人に質問するに際しては、ある程度その証拠を見た後、時間を置いたほうがいいのか、そういう何か御意見があるのかなということを知りたいと思います。

司会者

1番の方、いかがでしょう。

1番

やっぱり早目に終わってしまうというのは余りよくないんじゃないかなと思っんです。だから、やっぱり犯罪の重いか軽いのか、単純か単純じゃないか、その背景に何があったのかとか、そういうことも含まれると思っるので。

司会者

今のお話ですと、やっぱり質問をするかどうか決めるというのか、疑問が湧いて質問できるようにするためには、事件の内容にもよりますけども、やはりちょっと時間的な余裕を持って審議進めていったほうがよろしいかなと、そういう御意見なんですか。

1番

私の場合は、何か質問していただきって言われたんですね、裁判長に。いいんで

すかって、これとこれを聞きたいんですけどということで、その被告人の何か人間性みたいなものをちょっとわからないところがあったので、2、3質問させていただきました。

司会者

次、2番の方はいかがですか。

2番

具体的に、法廷での審理について、証人や被告人に対する質問は十分できましたかという点についてちょっと言わせてもらいます。ちょっと具体的なので、この事件の裁判員でないとちょっとわかんないと思うんですけど、私が被告人に対して質問した内容なんです。それで、具体的な事実なんだけど、それ言っているんですか。

司会者

どうぞ。

2番

この被告人が姉を足で踏みつけたときの状況を被告人に聞いたんですけど、よく覚えていないって言っているんです。傷害致死事件で、被告人が姉を足で踏みつけたことによって死に至ったわけなんですけど、そのときの状況を私が聞いたわけなんです。そうしたら、被告人は、よく覚えていないって言っていたんです。要するに、相当の怪我をしている。そのときは相当のけがをしても構わないという気持ちがあったのではないかと、あるいは意識的に強く踏みつけたのではないかと私は思っていたんですけど、当然黙秘権ですか、そういうのもあるんだろうし、ちょっと質問したんですけど、何だかちょっと物足りなかったなという、その印象がありました。以上です。

司会者

4番の方、いかがでしょうか。

4番

私のときは、被告人の方に裁判員で質問されたのは女の方が1人だけで、あ

とは裁判長のほうで質問されて終わったんですけど、被告人に対して質問する中身、いろんなこういう疑問、ああいう疑問というのは私の事件の場合はなかったです、そんなに。どういう心情でしたかというようなことを同じ裁判員の女性の方が質問されただけで、ほかはありませんでした。以上です。

司会者

どうもありがとうございました。6番の方はいかがでしょうか。

6番

私の裁判のときは、その被告人が本当に反省しているのかどうかというのはいまいちよくわかんなかったんです、見てても。証人も来た人がよくなかったみたいで、だからよくわかんないところがあったんで、みんなが裁判長にやっぱり聞いてほしいこととかを結構言ったんです。私のときは、すごいみんなが意見を言ってて、とりあえずわからないことはなるべくなくしたほうがいいんじゃないかという感じだったんですけど、それでもやっぱりちょっと時間が足りなかったのかなという感じはありました。

司会者

どうもありがとうございました。次に、評議について皆さんのお話を伺いたいんですが、評議が話しやすい雰囲気であったかどうかとか、あと十分議論できたかどうか、あるいはこちらの裁判官の評議の進め方などについて何かお気づきの点はございましたでしょうか。1番の方、いかがでしょうか。

1番

裁判長と裁判官の方2人、1人は女の方でした。結構話しやすかったです。もっと堅苦しくて、もっと難しい話をしてくるのかなと思ったんですけど、ざっくばらんに本音を話し合うことが私はできました。

司会者

どうもありがとうございました。2番の方はいかがでしたか。

2番

評議についてなんですけど、裁判長は、話しやすい雰囲気をつくってくれたので、物すごく話しやすかったです。それで、あと評議について、ちょっと思ったことがあったんですけど、評議の中で話を詰めていって、量刑決定になるわけなんですけど、量刑決定の際に、いわゆる判例のデータベース、判例が今データベース化されているんです。データベースの中から、いわゆる量刑相場というのが示されるわけです。こういった事例については、このぐらいが量刑の相場ですよということなんです。量刑相場が記されるんですけど、これが判断の参考にはなるんですけど、私としては過去の事例にとらわれず、一市民としての裁判員による感覚での量刑を大事にして、裁判員による新たな量刑相場をつくっていったらいいなと、そういうふうに思いました。以上です。

司会者

どうもありがとうございました。4番の方はいかがでしょうか。

4番

評議の雰囲気ですけども、これは細かい込み入った内容というのはなかったもので、これはこうでしょう、これはああでしょうというようなことで、みんなで話しやすい雰囲気が進みました。1つだけ私気になって、パソコンで調べたりなんかしたんですけども、わからないのがあって、それについては裁判長もちょっとわからないですねということでした。ここのところは、わからないところはどこでどういうふうに聞けばいいのかなというのが1つだけあっただけで、あとは刑の決定とか、その犯罪の内容に対する協議とかについては十分できたんじゃないかと思います。

司会者

どうもありがとうございました。5番の方はいかがですか。

5番

評議は、結構私たちの場合も、裁判長の個性にもよるんだろうと思いますけれども、堅苦しい雰囲気は全然なかったし、それなりの専門用語を乱発してみたいな説明も全然なかったし、それはありがたかったと思います。全員が最後に判決後のミ

ーディングで、ああ裁判ってこんなことをやっているんだという実感ど、その経験を得られたことは大変勉強になりましたというのを全員そろっておっしゃっていましたから、それはそれで私も勉強になったし、経験を1つ積み重ねることによって得るものがありましたので、大変ありがたく思っています。ただ、裁判員裁判の制度ができて、まだ3年目ですか、始まったばかりですから、勉強になりましたという段階をぼつぼつ私たちも卒業していく準備をしないといけないんじゃないかという、これが私たちの日常生活の中で裁判というものは身近なものとして存在していけないといけないような気がちょっと今しています。以上です。

司会者

どうもありがとうございました。6番の方はいかがでしたか。

6番

裁判官の3人は、みんなすごいしゃべりやすく、何か個人的な話とかもお昼休みとかにしゃべるぐらい、すごいフレンドリーだったんです、うちのグループは。だから、それはすごいよかったというか、ちょっと何か意外だったというか、裁判官ってすごい何か堅物な人しかいないというイメージがあったみたいで、みんな、私もそうだったんですけど、それがすごい何か優しくいろんなことしゃべってくれるんで、それですごくしゃべりやすかったし、いろんな意見も言いやすかったというか、それはすごくいいことじゃないかなって思うんです。あと、気になったのが、トイレに行くときぐらいしか自由がないぐらいの、何かお昼御飯もみんなで食べないといけないという、もうお昼御飯も買いに行っちゃいけないみたいな、それがちょっと何か窮屈です。あれは、ちょっとどうなのかなという感じはしました。以上です。

司会者

お昼御飯ちょっと外行けないで窮屈だったとか、そういうのもあったかと思うんですが、特に何か休憩時間とかが短過ぎるとか、そういうことはありましたか。

6番

休憩時間が短いとかはないですけど、結局自由な時間が一切ないので、トイレに行く人は行ってください、行かない人は、もう部屋に残って、みんなでとりあえず話をしているという。

杉山裁判官

裁判官も休憩時間にべったりいて、話すことは話すで確かに楽しいんですけど、もっと例えば自由にいろいろできる時間が欲しいとか、そんな御趣旨ですか。おそらく裁判官もいろんなタイプの方がいて、昼休みべったりいていろいろ話をすると、これはこれで我々も楽しいんですけど、裁判員の方の中に、そんなにずっと裁判官がいると何か余り自由に話もできないし、外へ出てぶらぶらすることもできないので、ちょっと堅苦しいってお考えになる方もおられるんですけど、そんな感じですか。違いますか。

6番

最初の日聞いたときに、売店があるって言われたんですけど、そこにも何か買いに行っちゃいけないような雰囲気があったんです。お昼御飯もそんなたくさん売っていないから、朝買ってくるか、お弁当とるか、どっちかにしてくださいって言われて、その部屋の中でしゃべりたい人はしゃべってもいいんですけど、自由なことをしたい人は、例えばパソコンしたいとか、そういう人はしてもいいという雰囲気が全くなかったんです、私のときは。だから、ちょっと何かどうかなという…。

杉山裁判官

とても参考になるお話でしたんで、今後の裁判員裁判の運営を考える際に参考にしたいと思います。ありがとうございました。

6番

でも、ほかの人たちもみんなそうなんですか。

杉山裁判官

ほかの裁判官、つまりほかの部はどうかという御趣旨ですか。

6番

そうです。

杉山裁判官

そういう話もちらほら聞きますんで、最近は必ずしも、例えば第5刑事部でそう運営しているかという、そうでもございません。外で食事するというのは、なかなか時間的問題があつて苦しいという点もあるということなんですけど、別に売店で買い物をしているのはだめということもありませんし、売店で買い物された方もおられます。

6番

そうなんですか。もう私のときは、絶対だめみたいな。何か裁判官じゃないんですけど、ほかの何か事務員みたいな人とかいるじゃないですか、そういう人はそういう感じに言われたので、だからもう売店に買いに行く人はなかったし、朝買ってくるか、お弁当とるか、もうどっちかだったです。

杉山裁判官

裁判官と裁判所職員を含めたチームの問題になってくると思います。そういう御意見があつたということは承りましたし、ほかの方からもちらほら同じような話を聞かないこともないので、今後参考にしていきたいと思います。

司会者

どうもありがとうございました。次に、皆さん裁判員裁判に参加されて、いろいろお仕事の関係とか家庭の関係とか、いろいろ御負担あつたでしょうし、また裁判に参加するという事なんで、精神的な負担もあつたと思いますが、その辺のところについて何か御意見あれば伺いたいんですが、まず1番の方、いかがでしょうか。

1番

もちろん仕事とか家事とか、そういったことある人は、やっぱり自分でいろいろ調整して出席するとかしないとかということになるんでしょうけど、私は別にそういうのがなくて、うちにいたものですから、負担は全然なかったんです。それで、駅からちょうどここまで15分ぐらい歩いてくるんですけど、それがちょうどいい

運動みたいになって、うちのほうにも公園がいっぱいあるんですけど、よく散歩していて、15分かそのぐらいかな、そのぐらい歩いてくるのもいいかなという感じだったから、個人的には何も負担を感じていなかったんです。だから、苦勞とか、そんなのは余りなかったんです。

司会者

どうもありがとうございました。2番の方はいかがでしょう。

2番

私も、先ほど申し上げましたけど、やはり定年退職していますから、時間は自由に使えますんで、それと、前々から、そうですね、司法というか、裁判制度に興味もありましたから、最初に通知が来たときは、ああよかったなと思ったんです。説明会に行って、当たれば、もちろん積極的にやろうという気持ちでいましたので、全然負担というのは感じなかったです。むしろ本当にいい機会、チャンスを与えてくれてよかったと思うぐらいです。それと、守秘義務についての説明なんですけど、この辺はよくわかるんですけど、当然裁判上、知り得た内容についての守秘義務というのは、もうこれは当然だと思います。以上です。

司会者

どうもありがとうございました。4番の方はいかがでしたでしょうか。

4番

負担ということですけども、これはそれこそ今言われましたように、退職して私もフリーなんですけども、そういう人と、それから実際に働いている人、これは大きな違いがあると思うんです。これについては、この裁判員制度をもう少しみんなが、要するにこういう制度で、こういうふうにするんだとか、こういう概要だとか、大まかなことでもみんなが知ってもらおうと、それに対して、例えば同僚とか、上司とか、ほかの人が、じゃ行っていらっしやい、やってらっしやいというような押し出す雰囲気が出るかと思しますので、この制度から3年ちょっとですけども、もう少し何かPRをしてもらおうと、いわゆる働いている人についてはありがたいのでは

ないかと、参加しやすいんではないかと思えます。あと、守秘義務ですけども、これについては、裁判というのは、要するに公開されてやっているんで、そこで見聞きして、いわゆる公開されたことについては、要するに秘密じゃないんだよということで、そんなに負担、そっちのほうの負担というのはありませんでした。以上です。

司会者

どうもありがとうございました。5番の方はいかがでしょう。

5番

私も時間的な余裕、毎日が日曜日の生活になってしまったものですから、時間は十分ありました。ただし、私がもしサラリーマンの時代、会社との関係、勤めている場合にはちょっと残業の多い会社でございましたので、つらいなという気はします。もう一つは、若い女性の場合、お子さんがいらっしゃるような場合に、どういう支援のシステムがあるのかというのもちょっと考えていけないんじゃないかなという気はしています。以上です。

司会者

どうもありがとうございました。6番の方はいかがでしょう。

6番

仕事がほかの人にかわってもらえるような仕事だったらいいんですけど、私の場合はかわってもらえない感じなので、すごいやっぱり負担は大きかったんですけど、でもその分家族が支えてくれて何とかできたかなという感じはあります。私のほかにも、主婦の人が多かったんですけど、私のときは、やっぱり子供がいるので、5時以降にはしないでくれという話を最初に裁判長にして、5時にはちゃんと終わるようにしてくれていたんで、それは考えてくれているのかなという、みんなの意見を反映して。あとは、守秘義務についてですけど、私はいまいちちょっとよくわからなくて、さっき待合室みたいところで聞いたときに、そこまでしゃべっていいのかということがわかったぐらい、しゃべっちゃいけないのかって思っていたんで

す。だから、その裁判で出てきた事実についてはしゃべっていいという話だったんで、私はもう事件についてのことは一切しゃべっちゃいけないと思っていたんです。自分が裁判員をやったということは、裁判長はそれは言ってもいいですよって言われたので、それもみんな知らないぐらい、それ言っちゃっていいんですかみたいな感じの反応だったんです。だから、それぐらいみんな何にもしゃべっちゃいけないというイメージが強いと思うんです、守秘義務に関しては。だから、それをもうちょっとみんなにお知らせしたほうがいいんじゃないかなという感じはしました。

司会者

どうもありがとうございました。守秘義務について、言葉からして何か何もかもしゃべっちゃだめだみたいなイメージになっちゃうんですか。

6番

何かこの裁判員裁判に関しては、本当に何にもしゃべっちゃいけないというイメージがすごい強いんです。

司会者

法廷で見たり聞いたりしたこととか、評議についてのその雰囲気はどうであったとか、進め方がどうであったとか、裁判官の進め方がよかった、悪かったとか、そういうことはお話になって一向に構いませんので、その辺は御理解いただけましたでしょうか。

6番

そうですね、さっき話を聞いて初めて、ああそうだったんだと。やっぱり事件のことを話してしまうと、個人情報みたいな感じのこともあるじゃないですか。だから、しゃべっちゃいけないのかなというふうにすごい思っていて、旦那さんにしゃべること自体も本当はいけないんじゃないかというぐらいな感じを持っていたんです。

司会者

御家族にしゃべるのは一向に構わないと思います。どうもありがとうございました

た。あと、弁護士と検察官からさらに裁判員経験者の方々にお聞きしたいことがあれば、まず浅見弁護士、いかがでしょうか。

浅見弁護士

評議に関して、皆さんのお話を聞いていると、おそらく有罪前提で、量刑をお決めになられたと思うんですけども、先ほど2番の方が判例データベースのお話をされていましたが、一応参考に皆さん御覧になったと思います。過去のデータベースが出した量刑ですが、これは重い、こんなに重かったのかとお感じになったのでしょうか、それとも軽過ぎるじゃないかとお感じになったのでしょうか。その辺を皆さんにお聞きしたいと思います。

司会者

1番の方、いかがでしたか。

1番

重かったか、軽かったかということですか。

司会者

そのデータの量刑の傾向を見た印象で、自分が思っていたより、こんなに重いのかとか、いやこんなの軽いんじゃないかとか、そういう意味ですけど。

1番

前と違って、こういう犯罪は重くなりましたということは聞いていましたので、かなり私は重たいんだなって思いました。被告人は何となく流れでやっているような顔していましたが、こんだけ刑務所にいなくちゃならないんだよというところ、すごく重く感じました、私も裁判員裁判やっていて。人を殺さなくたって、これだけあれなんだって思いました。

司会者

どうもありがとうございました。2番の方はいかがでしたか。

2番

私は、今までの裁判というか、いわゆる裁判員裁判でない裁判、どうもちよつと

軽いんじゃないかと思うんです。裁判員裁判がスタートしてから、全部が裁判員裁判の対象にはならないと思うんですけど、裁判員裁判の量刑相場というのは、今までの裁判よりも重くなっているということをちょっと新聞で見ました。私も、実際問題その量刑、データベースから見る量刑というのはちょっとむしろ軽いんじゃないかと思ったぐらいなんです、正直な話。もうちょっと重くしてもいいと思うんです。これは、やはり抑止力ですか、抑止力という観点からいっても、今まではちょっと甘かったんじゃないかと思うんです。だから、今のその裁判員裁判で刑が重くなる傾向があるというのは、私は十分納得できます。以上です。

司会者

どうもありがとうございました。4番の方はいかがでしたか。

4番

私も2番の方と同じで、こんなに軽いのか。例えば殺人やっても、いろんな幅があって、その内容でこんなに幅があるのかというのは感じたのが1つです。人を殺したということは、要するにやるやり方じゃないんだけど、その内容によって幅があります、状況とかによって。人を殺したという事実だけは、これ同じなんです。そこで、そんなに幅があってはいいいのかなという気はいたしました。以上です。

司会者

どうもありがとうございました。5番の方はいかがですか。

5番

2番の方が今刑罰の抑止力ということをおっしゃられましたけれども、私は余り刑罰を重くしても抑止力になり得るかというのは、そんなに裁判のケースをのぞいたわけでもないし、見たわけでもないし、判例のデータベースから見る限り、たしかに軽いのかもかもしれませんけれども、重くしたから抑止力が生まれるかということについては、ちょっと私は疑問に思います。だから、例えば死刑を廃止したから、犯罪が増えるか、人殺しその他重罪犯が増えるかというのは、ちょっと相関関係があるような、ないような、はっきりしたそのデータがあるわけでもないし、余りそ

の過剰な刑罰を果たすことがいいのかという疑問は持ちます。以上です。

司会者

どうもありがとうございました。6番の方、いかがでしょう。

6番

懲役何年というのを決めないといけないときに、そのデータベースを見せられるんですけど、正直まるっきり同じ事件もないですし、やっぱりみんなが思っていたより、やっぱり低いんです、年数的に。私たちの場合は、判決を出す前の日に1人ずつ紙に書いて投票させられたんですけど、何年だと思えますかという、そのときに検察官が出してきた年数から考えちゃうんです。懲役何年というのが出ていて、それをもとに上か下かみたいなの、どれぐらい引いてあげるのかどうなのかってなっちゃうんですけど、裁判長は、もうそれは気にしなくて自由に考えていいんですって言うんですけど、やっぱりみんな一般の人だから、そう言われてもわかんないんじゃないですか。じゃ、この人死刑にしたいですって言っても、いや、それは無理ですって絶対却下されるわけだし、だからあのデータベースを見せられたとしても、難しいです。懲役何年って出すのは難しい。だから、本当にもう悪質で、絶対この人は死刑だろうというぐらい悪質な人だったらまだいいと思うんですけど、懲役に5年にするのか、10年にするのかと違って決めるのはすごく大変だなというふうには感じました。以上です。

司会者

どうもありがとうございました。次に、干川検察官から何か御質問がありますでしょうか。

干川検察官

ちょっと審議とかは関係なくて、先ほどのちょっと自由時間にかかわるかもしれないんですけど、検察官の場合、その傍聴される被害者の方、証人になられる被害者の方、あるいは御遺族の方を法廷にお連れして、検察事務官が付き添うとか、そういうことがあるんです。その方たちも売店を使ったりするし、あるいはトイレを

使ったりする、お昼休み時間には多分裁判所内を歩いたりするんだと思うんです。第5刑事部は、ちょっと法廷がほかと違うのですが、ほかの部で、A棟で、被告人なり関係者とトイレで会うのがちょっと困ったという裁判員の方がいらっしゃると聞いたことがあります、もし自由に歩かれるのであれば、そういう法廷で見た被害者、遺族あるいは保釈中の被告人とかと会うのが困るとか、やはりそういうことを思っているのか。そうすると、こちらとしては裁判所内の食堂なり売店なりは、そういう方たちは御遠慮願うとか、そういうことをしなければいけないので、ちょっと出会っちゃ困るのか、その出会うのは関係ないから、自由に歩きたいとか、そういう何か御意見があるか伺いたと思います。

司会者

1番の方、いかがでしょうか。

1番

お昼休みのときに会いました、階段のところで。すれ違いましたが、会ってしまうのはやっぱり嫌です。隣り合わせになったりとか。そういうのは絶対嫌なんですけど、いたし方ないときもあるんじゃないですか。

司会者

どうもありがとうございました。2番の方、いかがですか、今の件について。

2番

被告人だとか、被告人の家族、それから裁判員、その人たちが偶然にしても会わないような配慮というのは、これは必要だと思います。偶然にも会ってしまうと、何となく人間ですから、気まずくなるんです。だから、ちょっと極端に言いますと、言いたいことも言えなくなっちゃうような、何だか遠慮したくなるような、そういう気持ちが起こる可能性がありますから、これは配慮してもらいたいです。以上です。

司会者

どうもありがとうございました。4番の方はいかがですか。

4番

私も2番の方と全く同じ意見で、やっぱり会うべきではない、すれ違うべきではない、顔を見るべきではないと思います。

司会者

どうもありがとうございました。5番の方はいかがですか。

5番

例えばこの庁舎の中でエレベーターに業務用と書いてあるところは、できたら御遠慮いただきたいという注意がありました。被告人の方が担当者に連れられて利用するのに乗り合わせても、余りよろしくないで、できたら避けていただきたいという忠告はございました。その辺の最低限の配慮は裁判所としてもなさっているんじゃないかという気はします。

司会者

どうもありがとうございました。6番の方、いかがですか。

6番

私の場合は、トイレとかも会わないように別のところを使うように言われていたので、一切会うことはなかったんですけど、その売店とかの話は、なぜそういうことを言ったかという、結局その日にいきなりだったので、お昼御飯をやっぱり持ってきていないわけじゃないですか。強制的にお弁当を食べさせられたんです。それがすごく嫌だったんです。ちゃんとお弁当代もみんな徴収されて、強引に。だから、その日ぐらいは売店に買いに行かせてくれるか、その売店の人が出張してきてくれるとか、会わないようにするには。ほかの日はいいんですよ、次の日から持ってきた人は持ってくればいいんですけど、もうその最初の日に弁当だったというのはすごく嫌だったんです。

司会者

初日に強制的に弁当で、自由がきかなかったということですか。

6番

そうなんです。

司会者

どうもありがとうございました。きょう報道機関の方は来られていないようなんです、そちらからの質問はありませんけども、最後に皆さんから一言ずつ、裁判員制度、こういうところを改善したらもっとよくなるんじゃないかというような提案がありましたら、遠慮なくおっしゃっていただきたいんですが、まず1番の方はいかがでしょうか。

1番

まだ始まって3年ちょっとということで、まさか自分がこういうことになるってだれも思っていなかったんじゃないかと思うんですけど、こうしたらいいとか、ああしたらいいとかということは、ちょっとまだ1回しか経験がないので、何にも言えませんけれども、裁判の景色を見させていただいて思ったんですけど、弁護士さん、検察官の方、裁判官の方、頭の中では一緒かもしれないけど、そこで言うべきことはちょっとずつ違っているなという感じがしたんです。それは、もうしょうがないこととかいうか、そうなんですけども。私たちみたいな平凡な普通のおばさんと普通のおじさんで私は安心したんですけども、それでこれからもそういう感じになんてしょう、やっていくのに。ただ、参加できない場合の臨月であるとか、要介護であるとか、公務員さんをやっているとか、そういうことが何にもない場合は、やっぱり行かなくちゃなんないのかなという何となくそういう感じの命令的な感じの文書だったような気がします。ちょっと上から目線かなという、そんな感じでした。以上です。

司会者

どうもありがとうございました。2番の方、いかがでしょう。

2番

私の場合は、これからの裁判員裁判のこうしたらいいだろうという機能的なものなんですけど、最初にも言ったんですけど、裁判員裁判を経験してみて、一番感じ

たのは、やはり量刑の判断の根拠なんです。先ほど言いましたけど、やはり刑務所内の実態がわからないと、自信を持って量刑の判断が本当にできないんです。量刑相場を示されても、3年、それから3年半だとか、数字の遊びになっちゃうような気がするんだ、どっちを選ぶかという、単に。本当の意味での量刑の判断じゃないんです、そうなる。もう単純にみんなが、例えば3年と言っているから、3年にしようだとか、本当に心底自信を持って量刑を判断しているんじゃないんです。そのためには、やはり刑務所の収容者の実態というのがわからないと、数字ではたかが半年の差ですけど、収容されている者にとっては半年というのは物すごく長いと思うんです。それこそきつい状況だと、1日だって長いと思うんです。それを判断するには、刑務所の実態というのがわからないと、本当にこれ自信を持って量刑の判断ができないということです。だから、その1点です、私は。以上です。

司会者

どうもありがとうございました。4番の方、いかがでしょうか。

4番

刑務所で暮らす内容、これについては懲役何年とか言いますが、私が知っているのは、要するにテレビとか何かで放送している刑務所の実態で、いろいろ放送なんかありますが、あれぐらいなんです。本当に人を殺したら、例えば5年なら5年、8年なら8年で済んじゃうというのかなという気はするのと、それが本当に重いのかな、軽いのかなというのは私自身は全くわかりません。そんな状況です。

司会者

どうもありがとうございました。5番の方はいかがでしょうか。

5番

裁判員のシステム、制度は、私は国民が主権者だとするならば、国民のものであってほしい司法、裁判のあり方をこれから新たに作り上げていくんだらうなという実感を持っていますけれども、そういう中で、今までのあり方を幾ら積み重ねても、時代の変化に対応していけるのかなというちょっとした不安も持っています。

だからこそ、この制度は私たちの日常生活の中で、社会の中で、真の意味で定着してほしいという願望が私個人にはありますので、これからも関心を持って私は裁判員制度のそのシステムとか、その内容、刑罰、罪と罰との関係を新聞なんかで読みながら、見ながら勉強を続けたいというのが今の実感です。以上です。

司会者

どうもありがとうございました。6番の方、いかがでしょうか。

6番

私が裁判員をしたということを仕事関係の方向何人かに話したときに、身近でだれもやった人がいないので、すごいびっくりされたんです。だから、それぐらい余り身近じゃないという、裁判員というのはもう自分とは関係ないものだというふうにみんな思っていると思うんです。私も最初に手紙が来て、次にもう一回来たときに、例えばその被告人が刑務所から出てきて何か危害を加えられたら嫌だなみたいなことを家族に話したら、そう思うんだったらやめればいいじゃんという感じで言われたんです。そういうふうに思う人は、やっぱりいるでしょうし、だからその被告人と会わないように、ちゃんとしているのであれば、そういうことをちゃんとみんなに教えたりとか、もっと気軽にやれるというか、安全でちゃんとやれますよみたいなPRもされたほうがいいのかなどという感じがするんですけど。実際やってみてやっぱり裁判に興味を持ったりとか、自分としては、やっぱり人間的に変わったところがあったので、もっとみんなに裁判員というのはいいい、多分いいイメージが余りないと思うんです、今。だから、やりたくないという人が結構多いと思うんですけど、もっといいイメージがつけられれば、そんなに嫌だという人も減っていくんじゃないのかなという感じもするんです。以上です。

司会者

今日は、皆さんお忙しい中、こちらのほうまで来ていただいて、貴重なお話をいろいろ伺えて、こちらとしましても、皆さんのお話を踏まえて今後、裁判員裁判の運営を改善していきたいと思っております。長時間どうもありがとうございました。